

2020年10月15日

# Japan tax alert

EY税理士法人

## 欧州委員会、新しい VAT電子商取引規則に 関する注釈を公開

### EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

[www.ey.com/en\\_gl/tax-alerts](http://www.ey.com/en_gl/tax-alerts)

欧州委員会(委員会)は、[新しい付加価値税\(VAT\)の電子商取引規則](#)に関する注釈を公開しました。この注釈には、新しいルールに関する広範な説明と明確化が含まれています。これには、電子商取引に関与するサプライヤーまたは電子インターフェイス(マーケットプレイスやプラットフォームなど)にルールを適用する方法の実際的な例が含まれています。注釈は、オンラインビジネス、特に中小企業が欧州連合(EU)の消費者に対し国境を越えた供給を行う場合に生じるVAT義務を理解するのを支援することを目的としています。

新型コロナウイルスの世界的感染拡大を封じ込めるために講じられた措置によって実際的な困難が生じたため、新しいVAT電子商取引規則の適用は6か月延期されました。したがって、規則は当初計画していた2021年1月1日ではなく2021年7月1日から施行され、加盟国と企業に準備のための追加の時間を与えます。

委員会は、最終消費者へ商品またはサービス(主にオンライン)の国境を越えた販売を行う企業のVAT義務を簡素化し、そのような供給品のVATが、供給先である加盟国の課税の原則に則り、供給が行われる加盟国に正しく支払われるようにすることを目的としています。

欧州委員会は、この分野におけるEU法を2段階で提案しました。最初の措置は2015年に発効し、消費者への電気通信、放送、電子サービスを対象としました。措置の第2段階は、2017年12月に理事会によって採択され、商品の遠隔販売だけでなく、EUで行われる最終顧客に提供されるあらゆる種類の国境を越えたサービスに簡素化を拡大しました。「VAT電子商取引パッケージ」とも呼ばれる後者の措置は、2021年7月1日から適用される予定です。

VAT電子商取引パッケージの実施は段階的であり、2021年にミニワンストップショップ(MOSS)の拡張と、電子インターフェースの義務に関する特別規定が発効します。

- ▶ マーケットプレイスやプラットフォームなどの電子インターフェースを運営する企業は、特定の状況では、マーケットプレイスまたはプラットフォームを使用する企業がEUの顧客に販売する商品のVAT上のサプライヤーと見なされます。したがって、これらの売上に対してVATを徴収して支払う必要があります。
- ▶ 電気通信、放送、電子(TBE)サービス向けのMOSSの成功に基づいて、この概念は拡張され、次の規定を備えてワンストップショップ(OSS)になります。
  - ▶ EUで設立されていない課税対象者によるTBEサービスの供給に関する非連合(non-Union)スキームは、EUの最終消費者へのあらゆる種類の国境を越えたサービスに拡大されます。

- ▶ TBEサービスのEU内供給に関する連合スキームは、消費者サービスへのすべてのタイプのビジネス、および電子インターフェースによって促進される商品および特定の国内供給のEU内遠距離販売に拡張されます。EU内での商品の遠距離販売への拡張は、VATの仕向地課税原則を適用するというコミットメントに沿って、現在の遠距離販売のしきい値の廃止と密接に関連しています。
- ▶ 第三国または地域からEUの消費者に輸入された商品の、最大150ユーロの遠距離販売を対象とする輸入スキームが創設されます。これは、最大22ユーロの小口貨物の商品に対する現在のVAT免除の廃止と密接に関連しています。これは、VATの仕向地課税原則を適用するというコミットメントとも一致しています。
- ▶ 輸入OSSが使用されていない場合、2番目の簡略化メカニズムが輸入に使用できます。輸入VATは、税関申告者(郵便事業者、宅配会社、税関代理店など)によって顧客から徴収され、月次で税関に納付します。

委員会のプレスリリースは[こちら](#)からご覧いただけます。

---

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

岡田 力

パートナー

chikara.okada@jp.ey.com

## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Strategy and Transactions | Consulting

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、ストラテジー、トランザクションおよびコンサルティングにおける世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy)をご確認ください。EYについて詳しくは、[ey.com](https://ey.com)をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[ey.com/ja\\_jp/people/ey-tax](https://ey.com/ja_jp/people/ey-tax)をご覧ください。

© 2020 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20201015

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/ja\\_jp](https://ey.com/ja_jp)